

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(平成一八年六月二三日法律第九五号)

一、提案理由(平成一八年五月三十一日・衆議院厚生労働委員会)

川崎国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦傷病者等の妻等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでありますが、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給すること等とし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。

これは、特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対して、改めて特別給付金として額面百万円、十年償還の国債を支給すること等とするものであります。また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給することとしております。

第二は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。

これは、戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に対して、特別給付金を支給するものであります。

.....(略).....

以上、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一八年六月六日)

岸田文雄君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者等の妻に対し、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきましたが、その償還が終了するに当たり、改めて特別給付金を

支給しようとするもので、その主な内容は、

第一に、特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、特別給付金として額面百万円、十年償還の国債等を支給すること、

第二に、戦傷病者等である夫の死亡により戦没者等の妻となっている者に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金を支給すること等であります。

……………（略）……………

両案は、去る五月三十日本委員会に付託され、三十一日川崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六月二日に質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一八年六月一六日）

山下英利君

……………（略）……………

次に、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及びがん対策基本法案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、戦傷病者等の妻等の置かれている特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、政府から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。